# 「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針」

当社は、就職活動等に関わるすべての場において、ハラスメントのない健全な関係を確保するため、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針」を定め、実効的な防止・対応体制の構築に取り組みます。

## １．求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」といいます）を、従業員が求職者等に対して行う性的な言動により、当該求職者等の求職活動等が阻害され、または求職活動等の環境が害されることと定義します。

「求職者等」とは、求職者、インターンシップ参加者、職場体験実習生、その他求職活動または就業体験等（以下「求職活動等」といいます）に参加する方をいいます。

具体的には、以下のような行為を指しますが、あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

・性的な冗談、からかい、質問その他性的な言動を行うこと
・恋人の有無、性的経験、結婚予定その他私生活に関する性的な質問を行うこと
・交際、性的関係その他私的関係を求めること
・採用、選考、インターンシップその他の機会と引き換えに、またはこれらに影響を及ぼすことを示唆して性的な要求を行うこと
・性的な内容を含む情報、画像または動画等を提供し、閲覧させ、または送信すること
・性的な噂を流布すること
・必要なく身体へ接触すること
・継続的または執拗に私的な連絡、交際の申込みその他これに類する行為を行うこと
・性的な言動に対する対応を理由として採用その他の取扱いに不利益を与えること

これらの行為には、採用面接、会社説明会、企業訪問、インターンシップその他の求職活動等に関連して行われる行為を含み、その場所が社内であるか社外であるかを問わず、また就業時間内であるか否かを問いません。

## ２．当社の取組

・求職者等セクハラを行った者に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を含む厳正な対処を行います。
・従業員に対し、ハラスメントに関する研修を行い、指導・啓発に努めます。
・相談・苦情に対応するため相談窓口を設け、求職者等からの相談を受け付けます。
・相談を受けたときは、迅速かつ正確に事実関係を確認し、事実が確認できた場合には、被害を受けた方に対する配慮のための措置および行為者に対する措置を講じるとともに、再発防止に向けた措置を講じます。

・相談をされた方および関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。
・相談・苦情の申出があった場合には、申出をした求職者等および事実関係の確認に協力した従業員に対し、不利益な取扱いを行いません。

**３．面談等に関する留意事項**

当社は、面談等を行う際の時間および場所、実施体制、連絡手段について社内のルールを定めています。求職者等の方は、次の点にご留意ください。

・面談等は、当社が指定する場所および時間に行います。
・当社からのご連絡は、採用担当の窓口から行います。従業員個人の私的な連絡先は用いません。
・上記と異なる対応があった場合は、４の相談窓口にご連絡ください。

**４．相談窓口**

就職活動等の場面において、当社の従業員から不適切な言動を受けた場合には、下記の窓口にご相談ください。

ご相談をいただいたことを理由に、採用選考において不利益な取扱いをすることはありません。採用選考は、他の求職者等の方々と同様に、公正に行います。

【相談窓口】

夏原工業株式会社　総務本部
電話番号：　0749-26-3123
受付時間：　平日 8:30～17:30

令和　8年　10月　1日
夏原工業株式会社
代表取締役　湊加津夫